

広報 わじま

令和6年能登半島地震

地震災害対策広報 第3号

発行：輪島市災害対策本部

発行日：令和6年2月8日



災害ごみの回収を開始しました

2月1日より当分の間、今回の地震で発生した災害ごみを市が委託した業者により、順次回収を始めています。道路の状況により収集車が通れる地区からの回収となりますので、案内がまだの地区の皆さまは、しばらくの間、自宅で保管するなどのご理解とご協力をお願いします。

○災害ごみは、家具や家電等の家財が震災により使えなくなり、廃棄物となったものです。

○災害ごみを出すときは、種類ごとに分別して自宅敷地内にまとめて置いてください。

○道路が狭くて収集車が入れない場所等では、地域ごとに話し合い、収集車が入れるような場所にまとめるなどのご協力をお願いします。

○生活ごみは、通常通り、お住まいの地区のごみカレンダーに従って出してください。

（「もえるごみ」「資源ごみ（ペットボトル、空き缶）」のみ回収しています。〈2/8時点〉）

※回収地区や出し方などの詳細は別途配布するチラシやホームページでご確認ください。



▲災害ごみについて（市HP）

問 被災者生活再建支援室コールセンター ☎ 0768-23-4872



税金に関すること

■市税の申告・納付等の期限延長について

市税に関する申告期限等が延長されています。

1月1日以降に到来する申告、申請、請求、届出およびその他の書類の提出ならびに納付等の期限が、全ての税目について延長されております。

延長後の期限については、今後、国税および県税の状況を踏まえて決定し、お知らせします。

■所得税の確定申告について

所得税の確定申告については、市役所、支所および公民館等での受付の予定はありません。

輪島税務署は現在閉庁しておりますので、ご相談は、国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)までお願いします。

※市・県民税の申告および市税等の減免措置については、改めてご案内します。

問 税務課 ☎ 0768-23-1126



2次避難中の皆さまへ

2次避難先の退去期日については、原則、退去期日の5日前までに石川県コールセンター（☎ 0120-266-755）から皆さまの連絡先にご連絡をします。その際に今後の意向を確認の上、新たな避難先の紹介等をしますので、ご連絡をお待ちください。

問い合わせ先一覧

■生活再建・各種補助・その他全般に関すること

被災者生活再建支援室コールセンター ☎ 0768-23-4872

■り災証明・税金に関すること

税務課 ☎ 0768-23-1126

■仮設住宅に関すること

まちづくり推進課 ☎ 0768-23-1156

■ごみ・崩壊家屋の解体に関すること

環境対策課 ☎ 0768-23-1853

■小・中学校に関すること

教育総務課 ☎ 0768-23-1171



危険な被災建物の緊急解体・撤去の受付を始めています

令和6年1月の能登半島地震により被災した住家・非住家（以下「被災建物」という。）の所有者のうち、次の【条件Ⅰ】に該当する方の公費による危険な被災建物の緊急解体・撤去の受付および個別相談を行います。

また、被災した住家の所有者等のうち、【条件Ⅱ】に該当する方からの情報提供を受付します。

■対象者

【条件Ⅰ】被災建物の所有者のうち、下記の（ア）または（イ）に該当する方

- （ア）自分の所有する被災建物が隣の住家に寄りかかっていて、または寄りかかりそうになっていて、非常に危険な状況となっている
- （イ）自分が所有する被災建物が自分の住家に寄りかかっていて、または寄りかかりそうになっていて、非常に危険な状況となっている

【条件Ⅱ】

他の方が所有する隣の被災建物が寄りかかってきていて、または寄りかかりそうになっていて、危険な状況となっている住家の所有者

■申請方法

【電子申請】

QRコードを読み込んで、フォームに必要事項を入力することで申請できます。

申請期限：2月21日（水）16時まで



▲申請フォーム

【電話申請】

受付時間：2月21日（水）までの
9時～12時、13時～16時
※土日祝日も受付します。

連絡先：被災者生活再建支援室コールセンター
☎ 0768-23-4872

※電話申請は混雑が予想されるため、電子申請による申し込みでの協力をお願いします。

■【条件Ⅰ】に該当する方の個別相談

- （1）場所（いずれかの場所をご希望ください）
 - 輪島市役所1階各部屋（詳しい場所は来庁時に総合案内所および市民課までお尋ねください）
 - 門前総合支所1階 地域整備課の窓口
 - 東陽中学校
- （2）個別相談日時予約
（相談時間は9時～12時、13時～17時までの間）
 - インターネットまたは、スマートフォンによる受付の

方は、そのフォーム内で、希望の場所と日時を入力してください。

- 電話受付の方は、その時に希望の場所と日時を確認させていただきます。
- 個別相談の時間は1時間以内です。当日は予約時間の5分前にお越しください。
- 遠方の方で個別相談場所に来れない方は、後日、市から連絡し相談します。

（3）必要書類

- ①被災建物の危険な状況が分かる写真（できるだけ4方向からや全景・近景を多く撮影し、携帯等で見せていただくことも可）
- ②り災（被災）証明書 ※すでに発行を受けている方
- ③実印、印鑑登録カード、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、建物権利書類（登記簿権利証および遺産分割協議書）、同意書（市で用意）
- ④印鑑証明書は、市から指示があるまで発行を申し出ないでください。
- ⑤権利関係者等の同意書、登記事項証明書、「戸籍謄本」等の相続関係書類などの提出が必要となる場合があります。

■【条件Ⅱ】に該当する方による情報提供

- 被災建物の解体・撤去は、建物所有者の申請が必要となりますので、あくまで情報提供をいただくことを前提として考えているため、個別相談は行いません。
- 情報提供する被災建物の所有者の連絡先情報がない場合は、その特定などに時間を要する場合があります、その解体・撤去が遅れる場合があります。

■留意事項等

- 受付した被災建物の状況が、個別相談実施時に受付条件と照らして合致しない被災建物（り災（被災）証明で半壊以上とならないものや所有者およびその権利関係者からの同意を得られないものなど）は、公費による緊急解体・撤去を行えない場合があります。**
- 生活保全上の支障が生じている危険な被災建物をなるべく早く緊急で解体・撤去することを前提にした受付・個別相談ではありますが、その順番等は、市で判断させていただきますことをご了承ください。
- この受付対象とならない被災建物所有者の方は、り災（被災）証明書が半壊以上の被災建物を対象に、市が今後ご案内する「公費解体制度」に基づき受付する予定ですことをご了承ください。